

一般社団法人UX設計技術推進協会 会員規則

この規定は一般社団法人UX設計技術推進協会（以下、「当法人」という。）の会員について必要な事項(以下、「会則」という。)を定める。

（目 的）

第1条 当法人は、産学連携の団体として、日常生活、特にネットワークにつながる生活環境において、利用者が安心、かつ快適に継続して、利用する製品、システム及びサービスを楽しんで頂けることを実現するひとつの重要な要素である「UX（ユーザー・エクスペリエンス（以下同じ。)) 設計技術」の普及・啓発を通じて、我が国民(利用者)の生活向上に寄与すると共に会員相互の支援、交流、連絡、福祉、親睦その他会員に共通する利益の向上を図ることを目的とする。

②当法人は、前項の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. UX設計技術の啓発・普及活動事業
2. UX設計技術に関する各種調査研究事業
3. UX設計技術のガイドライン策定・標準化事業
4. UX設計技術に関する人材育成事業
5. UX設計技術に関する認証システムの構築・運用・保守
6. その他当法人の目的を達成するため必要な事業及び前各号に附帯・関連する一切の事業

（会 員）

第2条 当法人は社員と次項の4種の会員で構成する。社員とは当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人であり、当法人の定款に定める基金を拠出した者をいう。なお、社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 当法人の会員は以下の4種とする。

- ① 正会員 製品、システム、サービスに係わる事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体
- ② 賛助会員 正会員に該当しないもので、当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人並びにこれらの者を構成員とする団体
- ③ 個人会員 当法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人
- ④ 学会会員 UX設計技術の学術研究を行う大学、高等専門学校、専修学校、研

究機関に属する個人

- 3 当法人の社員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、社員総会の承認を得たのち、社員総会で定める基金を拠出するものとする。
- 4 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、第2項③及び④については理事全員の同意、①及び②については理事会の承認を得るものとする。
- 5 入会承認の可否については、入会申込書を受領した日より2週間以内に申込書提出者に対して、適宜の方法で報告をするものとする。

(会員名簿)

第3条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(入会金、会費の支払義務)

第4条 会員は、以下のとおり定める入会金、会費を支払わなければならない。

	会員種別		金額
	入会金	正会員	法人・団体
賛助会員		法人・団体	100,000円
個人会員		個人	10,000円
学会会員		個人	免除
年会費	正会員	法人・団体	別表
	賛助会員	法人・団体	100,000円
	個人会員	個人	15,000円
	学会会員	個人	免除

- 2 正会員の年会費は、資本金と従業員数の大きい方を適用区分とする

正会員区分	資本金	従業員数	年会費
A	500万円未満	10名未満	10万円
B	1億円未満	200名未満	25万円
C	1億円以上	200名以上	50万円

- 3 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会承認の報告を受けた日より2週間以内に支払わなければならない。2年目以降の会費の納入は、各年度の5月31日までに納入するものとする。

(会員の資格喪失)

第5条 会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- ① 会員の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
- ② 死亡又は会員である法人又は団体の解散
- ③ 総社員の同意
- ④ 除名

(義務)

第6条 会員は当法人の目的を遵守し、当法人の活動を支援しなければならない。

- 2 会員は住所、氏名（法人・団体の名称）や登録内容に変更が生じた場合、ただちに協会へ届け出なければならない。

(権利・義務の始期)

第7条 会員としての権利は、第4条の入会金および会費の納入が完了した時に発生するものとする。総会での議決権の行使については、毎6月30日時点で社員であるもののみが権利を行使できるものとする。

(会員譲渡の禁止)

第8条 会員として有する権利を第三者に譲渡や使用させる、若しくは、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第9条 会員は、当法人が承認した場合を除き、当法人を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、所有権・商標権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(入会金および会費の返還)

第10条 会則に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した入会金、会費は一切返還しない。

(再入会)

第 11 条 第 5 条により資格を喪失した者が再入会を希望し、当法人がそれを認めたときは、再入会が認められる。再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納入しなければならない。

(除名)

第 12 条 会員が次の事項に該当したときは、理事の過半数の同意で除名することができる。

- ①会則の条項に違反したとき
- ②当法人に損害を与えたとき、
- ③当法人の会員としてあるまじき行為があったと認められるとき

附 則

この会則は、平成 30 年 9 月 1 日から実施する。

会則は、理事会の決議を経て、いつでも改定することができる。

以上